

## 高砂市民病院広告付周辺案内地図設置事業仕様書

### 1 募集内容

(1) 事業名称

高砂市民病院広告付周辺案内地図設置事業

(2) 設置場所

高砂市民病院1階玄関ホール 別紙参照

(3) 業務内容

取扱事業者が、広告付周辺案内地図を作成し、設置する。

なお、その地図上に所在する民間企業等の広告主を募集し、広告掲載できるものとする。

(4) 広告付周辺案内地図本体

次のとおり製作するものとする。

ア 縦（高さ）1,300mm程度×横（幅）4,166mm程度×奥行900mm程度の大ききさで作成すること。

イ 病院が庁舎管理上一時的に設置場所を変更できるよう、容易に移動が可能な構造とすること。

ウ 表示は内照式、光源はLEDとすることとし、タイマーによる電源の自動投入及び自動遮断が可能なものとする。

エ 地震等の際の転倒に対する防止策を十分に講じ、撤去の際は、原状回復すること。また、事故等が発生した場合は、取扱事業者の責任において解決するものとする。

オ 周囲と調和のとれた色合いにすること。

カ 本体の表面にはパンフレットが配置できるラックを設置すること。

(5) 案内地図枠

次のとおり製作するものとする。

ア サイズ

本体内に収まり、縦（高さ）1,010mm程度×横（幅）943mm程度の大ききさで製作すること。

イ 表示情報

(ア) 高砂市民病院周辺案内地図と高砂市内広域地図で構成すること。

- ・それぞれの地図には、公共施設や災害時の避難場所等、市が指定する情報を分かりやすく表示すること。
- ・高砂市民病院周辺案内地図には山陽電鉄荒井駅までの範囲を含め、市役所各庁舎名、公共施設及びバス停の表示を行うこと。

(イ) 院内のフロアマップを作成すること。

- ・1階フロア案内、各階案内を表示すること。

- (ウ) 担当医師氏名、診療科一覧を作成すること。
  - ・医師、診療科の変更があった場合には、迅速に対応できるよう工夫をすること。
- (エ) 当院の概要一覧を作成すること。
  - ・変更があった場合は、迅速に対応できるように工夫をすること。
- (オ) 色覚障がい者に配慮した配色等でデザインすること。
- (カ) モニターはタッチ式で、提携医療機関検索システムが搭載されたものとする。

(6) 広告枠

- ア 広告枠の部分には広告主の広告を表示し、写真、名称、電話番号等について表示することができる。
- イ 広告を表示する場合は、広告枠の広告主が地図上でどこに位置するのか分かるように座標番号等で表示しておくこと。
- ウ 本体内に収まる大ききさで作成し、1枠が極端に大きくなるようにすること。
- エ 広告を掲載できる者、広告内容等は、高砂市広告掲載要綱及び高砂市民病院広告掲載基準（以下「要綱等」という。）に定めるところによる。
- オ 庁舎案内枠、案内地図枠及び広告枠の配置は、事前に承諾を得ること。

(7) 広告物の出力見本の提出期限

内容審査を行うための期間を考慮し、病院がその都度定める期間までに広告物の出力見本を提出すること。

(8) 広告物掲出作業の工程

設置事業者の責任において掲出すること（休診時間における作業とする。）。

(9) その他

- ア 製作、設置、移設、撤去等に関する一切の費用を負担すること。
- イ 破損、汚損、公共施設等の変更、広告主の変更等についてメンテナンスをその都度行うこと。また、1年に1回以上、地図情報の更新及び張り替えを行うこと。
- ウ 広告の掲載に当たっては、当該広告が民間事業者等の広告であることを明確にするため、原則として民間事業者等の広告欄であることを注記すること。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関する事その他必要な事項についても注記すること。
- エ 電源の開閉は、午前8時00分から午後5時00分までとし、原則としてタイマーその他の機器による自動制御を行うこと。また、電気料金については設置事業者の負担とする。
- オ 周囲と調和のとれた色合い等にする。
- カ 設備を良好に保つこと。
- キ 音声を発する機材の設置は認めない。

## 2 支払条件

行政財産の目的外使用料、施設管理料及び電気使用料（電気を使用する場合）を支払うこと。

支払われた行政財産の目的外使用料、施設管理料及び電気使用料（電気を使用する場合）は、返還しないこととする。ただし、病院の責めに帰すべき理由で地図等を掲載できなかった場合は、別途協議するものとする。

## 3 その他

- (1) 取扱事業者は、広告主の募集及び決定、広告物の事前確認、広告物の掲出、広告主との調整など広告掲載に係る一切の業務を行うものとする。
- (2) 広告物の出力見本の提出後、病院において内容審査を行い、結果を通知する。  
このとき、病院は必要に応じて修正等の措置を求めることができ、取扱事業者は速やかに対応しなければならない。
- (3) この仕様書に明記されていない細部の事項については、病院と協議のうえ決定するものとする。
- (4) 病院は、広告主又は広告内容が要綱等の基準を満たさなくなったとき、その他広告掲載することが適当でないと認める事由が生じたときは、広告掲載の中止を指示する。
- (5) 広告物の内容等に疑義が生じた場合は、病院と十分に協議を行うものとする。